

## 貸与奨学金契約条件 2013/2014 年に関するガイド

### Student loans-A guide to terms and conditions (2013/2014)

翻訳 山岸 直司(東京大学)

#### 目次

1. このガイドについて (What's this guide about?) .....	143
2. 貸与奨学金の仕組み (How student loans work) .....	145
3. あなたの義務 (Your responsibilities) .....	150
4. 返済の内容 (What you'll repay) .....	152
5. 納税システムを通じた返済 (Repaying through the tax system) .....	154
6. 年次貸与奨学金明細 (Yearly statements) .....	157
7. 貸与奨学金の完済が近づいたら (Coming to the end of repaying your loan) ..	158
8. 海外への転居の場合 (Moving abroad) .....	158
9. 貸与奨学金の返済をしないとどうなるか? (What happens if you don't make your repayments?) .....	159
10. 不満がある場合にできること (What to do if you're not satisfied) .....	161
11. 各種問い合わせ先 (Useful contacts) .....	161
12. まとめ (Summary) .....	162

## 1. このガイドについて (What's this guide about?)

このガイドは、貸与奨学金 (student loan) を利用する際の契約条件について説明しています。よく読んで理解してください。

2013/14 年度に政府貸与奨学金を利用するイングランド、北アイルランド、スコットランド、ウェールズの大学の学生が対象です。

契約条件の全詳細は、学生支援関係の規則 (Student Support Regulations) に記載されています。また、所得連動型貸与奨学金に関する契約条件は次の規則に記載されています (ただし、後で変更されることがあります)。

- ・ イングランドとウェールズ: 「教育 (貸与奨学金) (返済) 規則[2009 年第 470 号]とその改正法」 (the Education (Student Loans) (Repayment) Regulations 2009 No 470 and as amended)
- ・ 北アイルランド: 「教育 (貸与奨学金) (返済) 規則 (北アイルランド) [2009年]とその改正法」 (the Education (Student Loans) (Repayment) Regulations (Northern Ireland) 2009 and as amended)
- ・ スコットランド: 「貸与奨学金返済 (スコットランド) 規則[2000 年]とその改正法」 (the Repayment of Student Loans (Scotland) Regulations 2000 as amended)

これらの条件や規則はオンライン([www.legislation.gov.uk](http://www.legislation.gov.uk))で見ることができますし、郵送で取り寄せることもできます。

このガイドは現時点の最新情報を掲載していますが、諸条件は改正されることがあります。必要な情報はコピーして、返済完了まで保管してください。このガイドは時々更新されます。このガイドのウェブサイトをチェックし、最新の情報を入手するのはみなさんの自己責任です。

このガイドは以下の学生が対象です。

- ・ 第一学位 (学士課程相当) 以下と認められたフルタイムかパートタイムの高等教育のコースを開始する学生
- ・ 教員養成 (Initial Teacher Training: ITT) コースを開始する学生か、在学中の学生 (例外はあるが、1998 年度以降にコースを始めた者)
- ・ 2003/04 年度 (以下、2003 年度と表記、他の年度も同じ) 以降にパートタイム学習をするための貸与奨学金をひとつ以上借りている学生

以下の学生は対象外です。

- ・ 1997 年度以前にコースを始めた学生
- ・ ギャップイヤー<sup>1</sup>をとって、1998 年度にコースを開始した学生
- ・ A レベルの成績が不十分だったため 1997 年度にコースを開始できなかったが、成績不服申し立ての結果 1998 年度にコースを開始できた学生
- ・ 1997、1998、あるいは 2000 年度に HND<sup>2</sup>か DipHE<sup>3</sup>コースを修了した後すぐに第一学位コースを始めた学生

上記の条件に該当する学生は、1998 年以前の貸与奨学金（元利均等型ローン mortgage style loan）（決められた年数で返済する貸与奨学金：fixed term loan として知られるもの）を利用することができます。貸与奨学金の諸条件は、貸与奨学金を利用する際に署名する貸与奨学金契約書に記載されています。

## 返済

返済条件は居住地とコース開始時期によります。

- ・ 北アイルランドかスコットランドに住んでいるか、北アイルランドかスコットランドの経済支援を受けた EU 学生
- ・ 2012 年 9 月 1 日より前にコースを開始し、かつイングランドかウェールズに住んでいるか、イングランドかウェールズの経済支援を受けた EU 学生

⇒返済計画 1（Repayment Plan 1）に該当します。

- ・ 2012 年 9 月 1 日以降にフルタイムかパートタイムのコースを開始し、かつイングランドかウェールズに住んでいるか、イングランドかウェールズの経済支援を受けた学生

⇒返済計画 2（Repayment Plan 2）に該当します。

申し込む場所によって、貸与奨学金契約は、イングランドのビジネス革新技能省大臣、北アイルランドの雇用学習省大臣、スコットランド政府またはウェールズの大臣と結ぶことになります。

スチューデント・ローンズ・カンパニー（Student Loans Company, 以下 SLC と表記）は非営利の政府機関で、政府の代理人です。貸与奨学金の申請の詳しい情報をご覧ください。

SLC は、貸与奨学金の支払い、利子の付加などの個人のアカウントの管理、毎年の返済状況の送付、貸与奨学金の質問への回答などを任されています。SLC は、あなたが大学を辞めるときに、返済に関する最新の情報を提供します。

<sup>1</sup> 高校卒業後、大学入学資格を有したまま、1 年間遊学することができる制度

<sup>2</sup> 全国高等ディプロマ（Higher National Diploma）

<sup>3</sup> 高等教育ディプロマ（Diploma of Higher Education）

## 2. 貸与奨学金の仕組み (How student loans work)

### 貸与奨学金とは？

貸与奨学金とは、大学在学中に、イングランド、北アイルランド、スコットランド、ウェールズの各政府から提供される資金のことです。居住費、食費、書籍代や交通費などの生活費のために利用できます。また、条件に当てはまれば、授業料を賄う貸与奨学金も利用可能です。

### 貸与奨学金が支払われる仕組みは？

#### 生活費貸与奨学金 (Maintenance Loans)

入学が許可されると、受給資格のある全種類の生活費貸与奨学金が利用可能です。通常年3回に分割されて支払われます。ただし、実家 (permanent home) がスコットランドで、スコットランドで学ぶ場合は、毎月支払われます。コース開始から9カ月以内であればいつでも申請できます。

#### 授業料貸与奨学金 (Tuition Fee Loans)

普段、イングランド、ウェールズ、北アイルランドに居住し、授業料貸与奨学金に申請した場合、貸与奨学金は、2013/14年度を通じて、3回に分割され、大学に直接支払われます。

大学に支払われる時期	大学に支払われる割合
第1学期の初め	授業料の25%
第2学期の初め	授業料の25%
第3学期の初め	授業料の50%

フルタイム学生であれば、各学期の初日に在籍していると、各学期の初めに支払われた授業料貸与奨学金全額に対して返済義務があります。

普段イングランドに居住するパートタイム学生であれば、コースの第1学期に2週間在籍すると、第1学期の初めに支払われた授業料貸与奨学金に対して返済義務があります。その後、第2学期、第3学期の初日に在籍していると、それぞれの学期の初めに支払われる授業料貸与奨学金全額に対して返済義務があります。

中途退学、編入、休学などの理由に関わらず、返済しなければなりません。

普段スコットランドに住んでいるのであれば、2013年12月1日の在学が確認され次第、大学に授業料貸与奨学金が一度に支払われます。2013年12月1日より前に、中途退学した場合は、支払われません。

第1学期の途中で他大学に編入した場合は、2013年12月1日時点で在学している大学に支払われます。

## コースの変更 (Changing your course)

普段、イングランド、ウェールズ、または北アイルランドに居住し、第1学期が始まる前に他大学に編入した場合は、授業料貸与奨学金は編入先の大学に支払われます。

第1学期の途中で他大学に編入した場合は、編入先の大学は授業料貸与奨学金の75%をSLCから受け取ります。残りの25%は、編入前の大学に支払われます。編入先の大学の授業料のほうが高い場合、その高い授業料の75%のみ編入先の大学に支払われます。残りの授業料は自分で負担しなければなりません。

### (例 A)

学生 A は 2013 年 9 月にコースを開始し、授業料は 6,000 ポンドでした。第1学期の在学が確認されたので、最初の分割分 1,500 ポンドの授業料貸与奨学金が支払われました。

学生 A は第1学期の途中で他大学の新しいコースに編入し、編入先の授業料は 9,000 ポンドでした。

編入先の大学には、9,000 ポンドの 75% (6,750 ポンド) だけしか SLC から支払われません。6,750 ポンドの内、2 回目の分割時に 33% が 3 回目の分割時に 67% が支払われます。(これは、9,000 ポンドの 24.75% と 50.25% に相当します)。

第2学期の在学が確認されると、第2回目の分割分 2,227.50 ポンドが編入先の大学に支払われます。

第3学期の在学が確認されると、授業料貸与奨学金の第3回目の分割分 4,522.50 ポンドが編入先の大学に支払われます。

第2学期の途中で他大学に編入すると、編入前の大学は授業料貸与奨学金の 50% だけ受け取ることになります。残りの 50% は、編入先の大学に支払われます。

### (例 B)

学生 B は 2013 年 9 月にコースを開始し、授業料は 3,000 ポンドでした。第1学期の在学が確認されると、授業料貸与奨学金の最初の分割分 750 ポンドが支払われました。

第2学期の在学が確認されると、授業料貸与奨学金の第2回目の分割分 750 ポンドが支払われました。

学生 B は第2学期の途中で他大学の新しいコースに編入し、編入先の授業料は、編入前より高い 3,465 ポンドでした。編入先の大学には、3,465 ポンドの 50% (1,732.50 ポンド) が SLC から支払われます。

第3学期の在学が確認されると、第3回目の分割分 1,732.50 ポンド (編入先大学での授業料の 50%) が編入先の大学に支払われます。

第3学期の途中で他大学に編入した場合は、SLC は編入先の大学に授業料貸与奨学金を一切支払いません。

コースの変更により、大学間での授業料の送金があるとしても、あなたが負担する返済額にはまったく影響しません。

## 授業料貸与奨学金の返済の開始時期は？（When do I start paying back the loan?）

### 【返済計画 1】

コース修了、中退後、所得が猶予最高限度額（閾値）（minimum income threshold）を超えると、返済が始まります。2013年4月6日以降の猶予最高限度額（閾値）は、年額16,365ポンドです。

収入が猶予最高限度額（閾値）を超えた場合、コース修了、中退後の4月から、返済を開始しなくてはなりません。返済開始前に、返済方法についてSLCより書面でお知らせします。

所得が猶予最高限度額（閾値）を下回っていても、コースを去る前後に、自主的に追加返済できます。そうすると、負債額が早く減ることになります。

### 【返済計画 2】

法令で定める返済期日に達し、かつ、年間所得が21,000ポンドを超えた場合に初めて、返済が始まります。フルタイム学生の法令で定める初回返済期日は、コース修了、中退後の4月です。パートタイム学生は、コースを去った後の4月か、コース初日から4年を経た後の4月（在学中であっても）で早く来た方の4月に返済が始まります。

事務処理上の理由で、2016年4月まで返済する必要はありません。たとえそれ以前に、コースを去っていて、年間所得が21,000ポンドの猶予最高限度額（閾値）を超えていてもです。返済開始前に、返済方法についてSLCより書面でお知らせします。所得が猶予最高限度額（閾値）を下回っていても、コースを去る前後に、自主的に追加返済できます。そうすると、負債額が早く減ることになります。

## 返済計画 1 および 2 に関する重要な情報

給与明細やP60s<sup>4</sup>のような、所得の詳細を保管しておいてください。普通税のために保管が必要な情報と似ていますし、適正な額の返済をしているかどうかも確かめられます。給与明細やP60sには、雇用者が給与から天引きした貸与奨学金の返済額が書かれています。

就職や転職した時は、雇用者に、貸与奨学金の返済がある事を知らせなければなりません。返済開始時期になっても返済が始まらない場合は、まず最初に雇用者に言わなければなりません。雇用者が解決できない場合には、あなたからSLC（あるいは国

---

<sup>4</sup> 課税年度内の所得総額と納税額が記載された書類

税庁（HMRC）に相談してください。あなたが自営業を営んでいるのなら、国税庁から返済方法のアドバイスを受けることができます。

### パートタイム学生の場合はどうするか？

2012年9月1日以降に、コースを始めたか（返済計画2）、2003/2004学事年度以前にパートタイム学生用貸与奨学金を利用した（返済計画1）のならば、このガイドの決まりにしたがって返済しなければなりません。

### 返済計画2

どのパートタイム授業料貸与奨学金も2016年4月まで支払う必要はありません。次のどちらか早い日に返済を開始することになります。

- ・コース修了、中退後の4月6日（修了、中退が2016年4月6日以降の場合のみ。）
- ・コース開始の初日から4年を経過した後の4月6日

例）2012年9月にコース開始であれば2017年4月

### 返済計画1と返済計画2の両方を利用していた場合は？

所得が16,365～21,000ポンドなら、返済計画1により返済します。所得が21,000ポンドを超えた場合、返済計画1と返済計画2それぞれにより返済することになります。

### 更に学習をしたい場合は？

最初のコースを修了後、さらにコースを履修したいと思うかもしれません。そのコースでも貸与奨学金を受ける資格があるのなら、次の2点に注意してください。

- ・所得が返済猶予最高限度額（閾値）を超えているのならば、最初の貸与奨学金の返済は続けなければなりません。
- ・SLCは最初の貸与奨学金と新しい貸与奨学金を別々に取り扱いますが、毎年受け取る明細は、全ての貸与奨学金を網羅した1通だけです。

### 返済する利子は？

貸与奨学金が最初に振り込まれた日から返済完了の日までの期間について、利子がかかります。利子は複利（負債総額に加えられます。）で毎月つきます。利子率は、返済計画によって異なります。

#### 【返済計画1】

利子率は、小売物価指数か、イングランド銀行の基本利子率+1%のうちで、低い方です。毎年9月1日設定されます。ただし、年の途中で変更されることもあります。利子率の最も正確で最新の情報は [www.studentloanrepayment.co.uk](http://www.studentloanrepayment.co.uk) でわかります。

## 【返済計画 2】

利子はインフレ率（3月の小売物価指数）に基づき、あなたの状況によって変わります（次の表を参照してください）。利率は毎年9月1日に設定されます。教育法（Education Act）の条項により、利率は市中金利と同じ水準か、それを下回るように設定されています。

	利率
フルタイム学生 - 在学中と、コース修了、中退後4月6日までの間 パートタイム学生 - 在学中（と次のどちらかのうち、早く来た日：コースを去った後の4月6日か登録コースで初日から4回目の後の4月6日）	小売物価指数（RPI）+3%
コースを去った後の4月6日から2016年4月6日まで（2015年4月6日よりも前にコースを去った場合）	小売物価指数
返済開始日から返済完了日まで	所得による。 21,000ポンド以下＝小売物価指数 21,000ポンド～41,000ポンド＝所得状況に応じて、小売物価指数＋最大3% 41,000ポンド超＝小売物価指数＋3%
SLCに連絡しなかったり、個人の変更を知らせなかったりした場合	所得にかかわらず、小売物価指数＋3%の金利が2016年4月以降の返済額に加算される。

## どのような時に貸与奨学金の返済は帳消しになりますか？

貸与奨学金が帳消しになり、それ以降返済する必要がない状況があります。例えば、完済前に死亡した場合や、障害をもち永続的に就労が困難な場合です。また、一定の期間が経過した後に帳消しになる場合もあります。貸与奨学金を利用した時の規則に従って決定されます。

## 【返済計画 1】

イングランド、スコットランド、ウェールズと北アイルランドで2006年9月1日より前に入学し、その期間の学習のために貸与奨学金を既に借り入れたならば、65歳に達した時点で帳消しになります。

イングランドとウェールズでは、2006年9月1日以降、2012年9月1日よりも前に入学した場合、最初の返済期日後の4月から25年後には、帳消しになります。

北アイルランドで、2006年9月1日以降に入学した場合、最初の返済期日後の4月から25年後には、帳消しになります。

スコットランドにおいては、最初の返済期日後の4月から35年後には、帳消しになります。

どの場合でも、帳消しになる日まで、所得に応じた返済をしなければなりません。返済しない場合、状況に応じて SLC は、帳消しになる日までの負債の額を回収します。

### 【返済計画 2】

イングランド、ウェールズでは、2012 年 9 月 1 日以降に入学した場合、貸与奨学金返済の義務が生じてのち 30 年を経過した後の残高は帳消しになります。その日まで、所得に応じた返済をしなければなりません。返済しない場合、状況に応じて SLC は、帳消しになる日までの負債の額を回収します。

## 3. あなたの義務 (Your responsibilities)

借入の際、契約に関する書類に署名します。この署名により、あなたは、貸与奨学金に関する契約条件を読み、理解したとされます。あなたは、契約時の規則に従って貸与奨学金の返済に義務を負い、規則が変更された場合はそれに従うことに同意しなければなりません。契約時の規則は、後に制定された新しい規則に入れ替わる可能性があります。

借入の際には、完全で正確な情報を提供しなければなりません。以下の期間に何らかの変更が生じた際、SLC に知らせなければなりません。

- ・申請手続中
- ・大学在籍時
- ・返済完了まで

借入に際して行った同意事項は、契約に相当します。

### 必要な情報

ほとんどの方は、雇用者が給与から天引き（源泉徴収：PAYE)するイギリスの納税システムを通じて、返済することになります。自己査定納税者（self-assessment customer) や、自営業を営む場合は、自己申告納税制度 (tax self-assessment process) を通じて返済することになります。また、外国に居住する場合は、SLC に直接返済することになります。

返済期日がきたら滞りなく返済できるように、借入時には、SLC に指定された情報を提供しなければなりません。SLC が必要とする情報をあなたが提供しなかった場合、罰金が科せられる可能性もあります。そして、提供しなかった情報を収集するための費用をあなたが払わなければならない可能性もありますし、貸与奨学金の残高全額を支払うよう求められる可能性もあります。

国民健康保険番号（NINO）を知らせるか、番号がない場合は、その理由を説明しなければなりません。EU 以外の学生を除き、貸与奨学金申請プロセスを、国民健康保険番号なしに進めることはできません。EU 学生で、国民健康保険番号をもっているのならば、SLC にその番号を教えてください。SLC では、不正申請を防ぐために、雇用年金局（あるいは北アイルランドの社会保険局）に、問い合わせをします。国税庁も、貸与奨学金の回収や雇用者に通知するために、これらの情報が必要です。国民健康保険番号がないか紛失した場合は、国税庁に問い合わせてください。

### あなたの状況の変化について

契約の一部として、あなたの状況の変化について、SLC に知らせる義務があります。例えば、氏名、自宅住所や通学中の住所、電話番号、貸与奨学金が支払われる銀行口座や住宅金融組合口座などについての変更です。コース修了、中退後も、自分の状況の変化について、SLC に知らせる義務があります。例えば、国外へ移動する予定がある場合、雇用状態の変更（被雇用者から自営業への変更等）などであり、あなたからの連絡によって、SLC は、返済の扱いについてアドバイスします。

返済に必要な正確で最新の情報の提供を怠った場合、罰金を科されるか、貸与奨学金とその利子、罰金の一括支払を求められる可能性もあります。SLC に連絡せず、個人情報の変更をしなかった場合、返済計画 2 では、所得にかかわらず、小売物価指数 + 3%の利子が適用されます。

次のような場合も SLC に知らせなければなりません。

- ・ 大学の変更
- ・ コースの変更
- ・ 他の奨学金の受給（例えば保健省の奨学金）
- ・ 居住地の住所、通学時の住所、実家の住所の変更
- ・ 学期中の居住場所の変更：親との同居、学生寮、借間、自己所有の家
- ・ コースを開始する学事歴の変更
- ・ コースの開始日と終了日の変更
- ・ 学習を開始しない、中退、退学処分
- ・ 病気のために 60 日以上コースを欠席
- ・ 病気以外の理由による、ある一定期間の欠席
- ・ 婚姻

## 転職

転職時に、前の雇用者から、P45<sup>5</sup>があなたに提供されます。P45にはYと書かれていて、貸与奨学金の源泉徴収が継続することを意味しています。新しい雇用者は（あなたの所得が返済猶予最高限度額（閾値）を超える場合）、最初の給与の日から貸与奨学金の源泉徴収を開始します。P45がない場合、新しい雇用者から、貸与奨学金の欄にチェックが入れてあるP46<sup>6</sup>文書に必要な事項を記入するように言われます。あるいは、あなたがP46文書の該当箇所にチェックを入れます。あなたは、P46の該当箇所にチェックを入れるか、新しい雇用者に貸与奨学金を返済する必要があることを知らせなければなりません。

## 貸与奨学金の承認

18歳未満でSLCと貸与奨学金契約をした場合、18歳になると承認が求められます<sup>7</sup>。承認はあなたが正式に貸与奨学金契約をしたことを意味します。18歳以後も経済支援を受けたいのならば、承認は必須条件です。18歳以上になった時点で、経済支援の申請書に署名すると、18歳未満に契約したすべての貸与奨学金を承認することになります。もし18歳未満で貸与奨学金を契約し、その後の経済支援に申請していない場合は、将来の経済支援の資格に影響しないよう、承認の手続きについてSLCから連絡します。

## 4. 返済の内容（What you'll repay）

返済額は所得に連動し、借入額には連動しません。これを「所得連動型返済」といいます。通常、在学中は返済をする必要はありません。しかし、所得が返済猶予最高限度額（閾値）を超え、更なるコースで学習を継続する場合で、かつあなたの所得が以下で説明する水準を上回った場合には、最初のコースに関する貸与奨学金の返済義務が生じる場合があります。

## 障害を有する場合

あなたに障害があるのなら、障害に関連して得る金銭的補助は、たとえ課税対象となっている場合でも所得として計算されません。

## 返済額

所得が返済猶予最高限度額（閾値）未満の間は、返済する必要は一切ありません。

---

<sup>5</sup> イギリスでは、離職すると、雇用主からP45という証明書が発行される。P45には、当該被雇用者に適用される税金コードが記載されている。これにより、次の雇用主は、被雇用者がどの税金コードに属しているのかがわかる仕組みとなっている。

<sup>6</sup> P45を紛失した場合に暫定的に発行される書類

<sup>7</sup> イギリスでは18歳で成年となる。

猶予最高限度額(閾値)の変更に関する情報は全て [www.studentloanrepayment.co.uk](http://www.studentloanrepayment.co.uk) で公開されます。

返済額は、返済猶予最高限度額 (閾値) を超えた分の所得の 9%です。イギリス国外に移動した場合には、異なる返済猶予最高限度額 (閾値) が適用されることがあります。

雇用者は、返済の源泉徴収に当たって、1 ポンド未満の端数を切り捨てます。所得が毎月変動する (例えば残業のため所得が増加する) 場合、返済額も変動することを覚えておいてください。

### 繰上返済

自主的に繰上返済すればより早く完済することができます。いつでも [www.studentloanrepayment.co.uk](http://www.studentloanrepayment.co.uk) から返済できます。

SLC に直接自主的な繰上返済をすると、返済を早く終えることとなります。ただし、繰上返済によって、納税システムを通じて返済する返済額が影響を受けることはありません。従って、雇用されているならば、雇用者は給与から所定の返済額を源泉徴収します。あなたが自己査定納税者である場合、年間所得に応じて、自分で返済をする義務があります。貸与奨学金を完済し、かつ支払いすぎた場合を除き、自主的に返済した分の返金はできません。

### 返済完了が近づいたら

完済が近づくと、SLC は、最終の 23~8 カ月の返済を銀行口座からの自動引き落としにするかどうか、あなたに尋ねます。これは、源泉徴収を通じた返済をやめて、SLC へ直接支払う任意の制度です。この制度を勧める理由は、超過返済を防止できるからです。

### 超過返済

負債額以上に返済した場合、利子分を含めて、返金されます。

返済計画 2 で、完済時に超過金が発生している場合、超過金に対する利子は小売物価指数に相当します。返済計画 1 で、完済時に超過金が発生している場合、利子はインフレ率 (3 月の RPI)か、イングランド銀行の基本利率に 1%を加算した利子のうちで、低い方となります。課税年度の終了後、返済計画 1 または 2 のどちらの場合でも、その後 60 日間は、小売物価指数に相当した利子が発生することを SLC から文書でお知らせします。60 日を超えて、超過金が利子を生むことはありません。

2 つの返済計画のうち 1 つが超過返済をしている場合、SLC から文書を送りますので、超過分の返金か、未払いの負債への振替かを選んでください。60 日以内に返事がない場合、超過返済分を未払い負債の返金に組み入れることを文書でお知らせします。

## 返済猶予最高限度額（閾値）未満の所得時の返済に対する返金

年間所得が、返済猶予最高限度額（閾値）未満でも、返済してしまうケースが考えられます。例えば、年間所得が返済猶予最高限度額（閾値）未満でボーナスを支給され、そこから返済のための源泉徴収があった場合などは、返金を受けることができる可能性があります。あなたが返金を請求するまで返金をすることはありません。また、国税庁が、課税年度の終了にあたって、あなたの年間所得と返済総額に関して正式に承認するまでは、返金をすることはありません。自主的返済については、返金することはありません。

## 5. 納税システムを通じた返済（Repaying through the tax system）

### 源泉徴収による返済

イギリスに納税している被雇用者の場合、雇用者が給与から、税金と国民健康保険料とともに、貸与奨学金の返済金を源泉徴収します。貸与奨学金返済分についても、給与明細に記載されます。

コースを修了、中退した際に、SLC は国税庁に氏名や国民健康保険番号等の詳細を伝えることとなります。というのは、国税庁は、就労しているかをチェックする必要があり、そして実際に就労している場合は、雇用者に対し、あなたに貸与奨学金があることを伝えるからです（ただし、貸与奨学金の総額は知らせません）。

雇用者はまた、通常の納税申告書を利用して、給与から源泉徴収する必要があると告げられることもあります。転職、就職したときは、あなたは雇用者に P45 か P46 を提出しなければなりません。P45 および P46 には、雇用者が貸与奨学金返済のための源泉徴収しなければならないことを知らせるセクションがあります。あなたが、前雇用者から P45 を受け取っているなら、前雇用者は当該箇所の欄に Y を記入しているはずです。P46 なら、自分で貸与奨学金返済の義務がある欄にチェックマークを入れなければなりません。

### 雇用者が源泉徴収額をどのように知るか？

国税庁が雇用者に源泉徴収額の情報を知らせます。所得が返済猶予最高限度額（閾値）を超える場合、雇用者は源泉徴収を行い、国税庁に納めます。毎課税年度の終わりに、雇用者は国税庁に年間の源泉徴収額を報告します。

国税庁は、雇用者からの年度末報告書に基づいて、SLC に返済された額を通知します。SLC は貸与奨学金残高を更新します。毎年、大量の年度末報告書が雇用者から送られてくるので、SLC が返済額を貸与奨学金残高に反映させるには一定の時間がかかります。しかし、その年の分として源泉徴収する際は、通常 12 回均等払です。SLC

は、貸与奨学金残高に正しい利子額が加算されているかを確認し、SLC に詳細が届くのに時間がかかってもあなたが余分な利子を支払うことのないようにしています。

源泉徴収は総所得を反映せず独自に計算しますので注意してください。仮に、税額控除を受けたとしても、それは、貸与奨学金返済に関しては、所得とはみなされません。

国税庁は、雇用者から年度末報告書を受け取って初めて、当該課税年度に源泉徴収された総額を知ることができます。自己責任で、毎月の源泉徴収額の記録を保管しなければなりません。なぜなら、SLC も、国税庁も、雇用者が国税庁に年度末の報告をし、国税庁が SLC にその情報を提供するまでは、貸与奨学金残高について知ることはできないからです。

### **国税庁から、納税申告について自己査定納税申告をするように依頼された就労者**

自己申告納税制度 (SA system) のもとで納税申告をする場合にも、源泉徴収とは別に、貸与奨学金の返済をしなければならない可能性があります。年度ごとの返済額は、当該年度の総所得に基づいて算出されます。つまり、所得連動型返済に対応する給与に加えて、自営業から得られるあらゆる所得、不労所得(年間 2,000 ポンドを超える場合) から得られるあらゆる所得が、返済額算出にあたって組み入れられます。課税年度内に雇用者が源泉徴収した貸与奨学金の返済額の全額を、納税申告における控除対象とすることができます。

源泉徴収と同様に、自己申告納税制度の場合も、所得が返済猶予最高限度額 (閾値) を超えた部分の 9% の割合で返済額が算出されます。申告納付期限は 1 月 31 日です。申告書の記入方法の情報は国税庁の案内やパンフレットにあります。国税庁から納税申告書が送られなければ、源泉徴収以外に返済する必要はありません。

### **自営業の場合は？**

自己申告納税制度を通じて、毎年、納税申告書を国税庁に送付しなければなりません。貸与奨学金の返済は、自己申告納税請求書 (SA bill) の一部となっています。返済額は、返済猶予最高限度額 (閾値) を超える分の総所得に基づいて算出されます。それらは、年間 2,000 ポンドを超える不労所得 (例えば株式配当金) を含みます。一般的な注意事項は次のとおりです。

- ・ 夫、妻、パートナー、親その他の親類縁者の収入は考慮しません。
- ・ 子供手当 (Child Benefits) や障害者支援金、雇用支援手当 (Employment and Support Allowance) を含む支援金は、考慮しません。
- ・ 税額控除は考慮しません。
- ・ 自主的返済を行った場合でも、自己申告納税制度を通じた返済をしなければなりません。

## 海外での居住

イギリス以外の雇用者に雇用され、国外で生活・就労しているため、イギリスに納税しない場合は、SLCにそのことを知らせ、SLCに直接返済する手続きをしなければなりません。国外への移動前に、SLCに連絡しなければなりません。そうしないと、SLCは、貸与奨学金に罰金を加えることができ、また、貸与奨学金残高全額に、利子と罰金を合わせた総額を一括で支払うよう請求することができます。

SLCに、所得の詳細を提出する必要があります。SLCでは、所得が当該国に対応した返済猶予最高限度額（閾値）を超えているなら、毎月の返済額を算出し、通知します。返済額は、イギリスでの納税者と同様に算出されます。しかし、返済猶予最高限度額（閾値）はイギリスと異なる場合があります。国によりイギリスより高い場合も低い場合もあります。SLCには、ポンドで返済しなければなりません。他国通貨からポンドへの変換手数料等などの銀行でかかる費用は、自己負担です。

## 雇用者が破産した場合、あるいは雇用者が源泉徴収分を国税庁に支払っていない場合 どうなるか？

例えば給与明細など、源泉徴収の証拠があれば、SLCは、その返済を全額認めます。

## 情報共有について

国税庁がSLCに返済情報を提供することは、合法です。しかし、国税庁は、あなたに関する税関係の情報をSLCに提供することはできません。なぜなら、これらは機密情報だからです。同様に、雇用者と国税庁は、あなたが貸与奨学金を利用し、どの水準の貸与奨学金返済基準に相当するののかということ以外の情報について、知らされることはありません。情報保護法（Data Protection Act）は、SLC、国税庁、雇用年金局の間における個人情報の提供にも適用されます。

## 他の所得控除との関係

貸与奨学金の返済額を算出する際に、他の所得控除がある場合、それを考慮しなければならぬ可能性があります。例えば、裁判所や地域の行政機関が、給与差押命令を出したり、児童支援局（Child Support Agency）が収入控除の命令を出した場合などが考えられます。

これらの命令は、地方税あるいは地方自治体税という形態の場合、雇用者は、命令が解除されるまで源泉徴収を行いません。児童支援、罰金、扶養費を収集するための命令は、貸与奨学金よりも優先されます。そして、源泉徴収される貸与奨学金の返済額を制限することができるので、給与の手取額（控除後の給与）が裁判所の猶予最高限度額（閾値）を下回ることはありません。貸与奨学金は他の負債回収命令よりも優先されます。

## 所得連動型と以前の貸与奨学金の両方を利用している場合

2種類の貸与奨学金、所得連動型と以前の貸与奨学金(1998年以前のコースに対応)があります。2種類の貸与奨学金を利用していた場合、通常、それぞれの貸与奨学金で定められた規則と手続きに従って、返済が義務付けられます。つまり、所得連動型と以前の貸与奨学金を同時に返済しなければなりません。したがって、支払総額は、貸与奨学金を1つだけ利用している場合よりも多くなります。

## 1年間の教員免許取得コース(PGCE)の教育実習生

PGCEの教育実習生については異なります。最初の学位のときが以前の貸与奨学金で、PGCEでは所得連動型貸与奨学金を利用している場合、1回に支払うのは1つの貸与奨学金です。SLCから文書を送りますので、どちらの貸与奨学金を先に返済するか選んでください。

## 6. 年次貸与奨学金明細(Yearly statements)

貸与奨学金の返済システムは、納税システムを利用するように設計されています。従って、SLCは、返済額について国税庁から情報を得た後に、年に一回だけ、貸与奨学金返済明細を更新します。

返済を開始すると、あなたは次のような貸与奨学金返済明細を受け取ります。

- ・返済は全て雇用者を通じて源泉徴収で行っているのなら、課税年度終了後に明細を受け取ります。複数の仕事をしている場合には、仕事の数に対応した明細を受け取ることとなります。これらの明細には“暫定版”あるいは“確定版”と書かれています。仕事によって、SLCに返済額の報告を受ける時期が異なるためです。
- ・自己申告納税制度を通じて国税庁に直接返済している場合、返済に応じて残高が更新された際に、明細を受け取ります。
- ・イギリスの納税システムが適用されない場合(例えば、海外での居住や就労など)、毎年4月5日以降に明細を受け取ります。つまり、当該課税年度が終了した後に明細が送付されるということであり、明細には当該年度内に返済された返済額だけが反映されています。

貸与奨学金返済明細を保管し、P60と給与明細、つまり毎回の返済額が記載されている書類も保管してあるなら、自分で残高を計算することができます。

質問がある場合は、SLCに問い合わせできますが、その際は給与明細とお客様番号をご用意ください。

## 7. 貸与奨学金の完済が近づいたら (Coming to the end of repaying your loan)

完済前の 23~8 か月は、返済方法を口座からの自動引き落としに変更することができます。超過返済になりにくくするために重要なことです。SLC は、この時期の直前に、自動引き落としの選択ができることをお知らせします。しかし、この時期が近づいたら、自分で SLC に連絡し、自動引き落としにするべきです。自動引き落としでは、毎月、同意した日に、口座から自動で返済額が引き落とされます。口座から引き落としができないと、自動引き落としを中止し、元の源泉徴収の支払い方法に戻ることとなります。

返済から注意の目をそらさないことが肝心です。そうすることで、完済時期の把握ができますし、超過返済も防ぐことができます。

給与明細には、返済について定期的に更新された情報が載っています。また、P60 には、当該年度の返済額が載っています。これらの情報に関して、SLC は、課税年度が終了した後にしか得ることができないので、税金対策として保管しておくのが大切であるように、自分で保管しておくことが大切です。

源泉徴収を中止し、自動引き落としを選択することができます。自動引き落としは超過返済を防げますし、源泉徴収の継続は超過返済となる可能性が高いです。

もちろん、なんらかの理由によって、自動引き落としできない場合、返済方法は源泉徴収に戻ることとなります。自動引き落としではなく源泉徴収を選択するなら、給与明細で返済をよくみていないと、超過返済となる可能性があります。超過返済となった場合、利子を含めて超過分について返還されます。

SLC は、超過返済が発生しないようにできる限りの努力をします。しかし、自分で SLC に連絡をとり、返済の終了日を知らせるか、あるいは、自動引き落としといった他の選択肢に移行しない限り、超過返済となる可能性は高いです。もしそうなった場合は、利子を含め超過返済分はすべて払い戻しされます。超過返済に関する払戻金は課税されません。SLC は、返済の完済のプロセスの改善・向上に向けて引き続き努力していきます。

### 利子

完済時に、超過返済となった場合に発生する利子は、小売物価指数に相当します。課税年度が終了した後、SLC は、60 日の間、超過分の利子に小売物価指数に相当する利子がつくことを文書でお知らせします。60 日を超えると、利子はつきません。

## 8. 海外への転居の場合 (Moving abroad)

コース修了後、海外に転居するならば、その旨を SLC に知らせなければなりません。コース修了後、イギリスの納税システムから外れ、あるいは 3 カ月以上イギリスを

離れる場合は（一時的であっても、他国に居住するためであっても）、SLC に直接返済することになります。イギリスを離れる前に、SLC に知らせなければなりません。

この義務を怠ったならば、SLC は、罰金を科すことができます。そして必要に応じて、貸与奨学金に利子と罰金を加えた合計金額を一括で返済するよう請求します。これは、返済計画 1 と 2 のどちらでもです。

返済計画 2 で、SLC に連絡せず、個人的な状況の変化について知らせない場合、科せられる利子は、所得に関わらず、2016 年 4 月以降、小売物価指数+3%です。

SLC は、所得状況についてあなたに尋ねます。そして、契約のもと、ビジネス革新技能省大臣や、北アイルランドの雇用学習省大臣、スコットランド政府やウェールズ担当大臣との協議を通じて、毎月の返済計画について決定します。

#### 返済計画

毎月の返済計画はイギリス在住者と同様です。つまり、猶予最高限度額（閾値）を超える分の所得の 9%を返済することになります。

#### 返済猶予最高限度額（閾値）

生活費の違いを考慮するため、猶予最高限度額（閾値）はイギリス国内と同じであるとは限りません。基準は、[www.studentloanrepayment.co.uk](http://www.studentloanrepayment.co.uk) でわかります。

#### 返済方法

返済予定日が近づくと、SLC から返済方法についてより詳細な情報を提供します。SLC は、所得をポンドに換算し、ポンド換算による毎月の返済額をお知らせします。ポンドへの両替に伴う費用はすべて、自己負担です。

#### 定額返済率

所得に関する十分な情報を SLC に提供しないと、居住地によって定められた定額による返済を求められることがあります。定額返済額は、実際の所得に基づいて算出される返済額よりも高い額となるかもしれません。定額返済を拒む場合、SLC は法的措置をとることがあります。

### 9. 貸与奨学金の返済をしないとどうなるか？（What happens if you don't make your repayments?）

法令により、契約と規定にしたがって返済しなければなりません。源泉徴収によりイギリスに納税しているのなら、SLC が納税システムを通じた返済のスキームを組めるように、SLC に必要な情報を提供しなければなりません。また、あなたの個人的な状況の変化も SLC に知らせる必要があります。さらに、SLC と国税庁が必要とする情報を提供し、また、所得を記録しておかなければなりません。

情報提供を怠ると、罰金が科されることがあります。必要に応じ、貸与奨学金総額に利子と罰金を加えた合計金額を一括で請求されることがあります。返済計画 1 と 2 のどちらでもです。返済計画 2 で、SLC との連絡を怠り、個人情報の変更を知らせなかったならば、所得にかかわらず 2016 年 4 月以降の利子は、小売物価指数+3%となります。

法令により、雇用者は、貸与奨学金の返済額を正確に国税庁に通知しなければなりません。通知しないと、雇用者は罰金を支払わなければなりません。

イギリス納税システムを利用し、自己査定納税申告を行うのであれば、申告の際に貸与奨学金返済の申告をしてください。申告書に正しく記入し、期限までに返信してください。また、納税も貸与奨学金返済も期日以内にしなければなりません。そうしないと、利子と罰金が科されることがあります。貸与奨学金は納税と同様に扱われているからです。

海外に転居し、イギリスへの納税が不要な状況にあつて、期日までに貸与奨学金を返済しなかったり、SLC が求める情報を提供しなかった場合には、罰金が科せられることがあります。3 つの主な例を挙げます。

- ①海外への転居予定を SLC に知らせないと、住所変更の通知義務違反によって罰金が科せられることがあります。情報の請求に応じない場合には、更に罰金が科せられることがあります。
- ②居住先を見つけ出すために SLC でかかった全ての費用を負担しなければならぬかもしれません。
- ③SLC に年間所得の完全な情報を提供しない場合、返済額は定額返済となります。

全額を一括で支払わなければならない可能性があり、返済計画 2 の場合、小売物価指数+3%の利子がつきます。

返済していても、SLC が求める情報を提供せず、その結果、期日内に返済ができなかった場合、SLC は負債を回収するための法的手段に訴える権利があります。つまり、SLC は、貸与奨学金返済額の全額と、利子、罰金の合計金額を一括で支払うよう命じる裁判所命令が発行されるよう行動をとるということです。

イギリスに居住していようと国外に居住していようと、裁判所によって強制執行されます。

## 10. 不満がある場合にできること (What to do if you're not satisfied)

### 苦情

返済方法・返済過程に不満がある場合は、SLC に連絡してください。電話、メール、文書によって苦情を訴えることができます。

こうした通常の手続をとっても、不満がある場合には、独立して審査するよう申し立てることができます。独立ケースの審査は、通常以下によって取り扱われます。

- ・ SLC による貸与奨学金監査人
- ・ 国税庁による審査員
- ・ 政府、例えば BIS などによる議会オンブズマン
- ・ イングランド政府以外の北アイルランド、スコットランドおよびウェールズの公共サービスオンブズマン
- ・ 地方政府による地方政府オンブズマン

公共サービスオンブズマンは各国のウェブサイトからコンタクトできます。

### 審査請求

審査請求は苦情とは異なります。返済方法・返済過程といった返済アカウントの扱われ方に不満は無いが、あなたのアカウントに対してなされた決定が正しくないと感じた場合に、審査請求をすることになります。苦情の場合のように、SLC は審査請求に応じた対応手続きをとるので、従ってください。SLC が提供したサービスに関する審査請求もまた、貸与奨学金監査人か、ウェールズから貸与奨学金を得ている場合には、ウェールズ政府によって処理されます。

特定の状況では、問題解決のために、あなたは、例えば地方裁判所のような司法制度の活用を考えるかもしれません。このような選択をする際には、まず、弁護士や、法的支援センター、市民支援局などの独立した法的支援を活用すべきです。

## 11. 各種問い合わせ先 (Useful contacts)

さらに質問がある場合、居住地によって、以下の番号にお問い合わせできます。

<以下、このセクションは省略>

## 12. まとめ (Summary)

### 義務

- ・規則に従って貸与奨学金の返済を行います。
- ・SLCに個人の状況（住所、名前、口座などの変更が生じた場合）を連絡し、更新します。
- ・SLCが求めるその他の情報を提供します。

### SLCに要求できること

- ・年次貸与奨学金返済明細（貸与奨学金の返済を開始した場合）
- ・毎年の利子率の変化に関する詳細
- ・貸与奨学金やその返済についての支援と助言
- ・超過支払分の返還

### SLCは以下のことはできません

貸与奨学金に関する負債額や超過支払いについての最新情報の更新。

あなた自身による行動がない場合に、貸与奨学金の返済の停止を正しいタイミングで実施すること。

### あなたがすべきこと

返済履歴を追うための給与明細の保管。

自主的な繰上返済を希望する場合、[www.studentloanrepayment.co.uk](http://www.studentloanrepayment.co.uk) を参照。

収入が返済猶予最高限度額（閾値）を超えているにもかかわらず、貸与奨学金を返済していないのなら、SLCに連絡し、雇用者にも知らせてください。